

八重瀬町地域防災計画

(令和5年度修正)

八重瀬町防災会議

《目 次》

第1部 総則

第1章 総 則

第1節 目 的	1
第2節 用 語	2
第3節 町の概況	3
第4節 災害の想定	7
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	29
第6節 町民及び事業者等の責務等.....	37

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方.....	38
第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要.....	42
第3節 本町の特殊性等を考慮した重要事項.....	45
第4節 防災計画の見直しと推進.....	47

第2部 災害予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針.....	49
第1項 災害予防計画の基本的な考え方.....	49
第2項 災害予防計画の推進.....	50
第2節 地震・津波に強い人づくり.....	52
第1項 防災訓練計画.....	52
第2項 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画.....	55
第3項 自主防災組織育成計画.....	58
第4項 消防職・団員の充実.....	60
第5項 企業防災の促進.....	61
第6項 地区防災計画の普及等.....	62
第3節 地震・津波に強いまちづくり.....	63
第1項 地盤・土木施設等の対策.....	63
第2項 都市基盤の整備.....	69
第3項 建築物の対策.....	72
第4項 危険物施設等の対策.....	74
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備.....	76

第1項	初動体制の強化	76
第2項	活動体制の確立	78
第3項	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	85
第4項	災害ボランティアの活動環境の整備	92
第5項	要配慮者の安全確保計画	93
第6項	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	96
第5節	津波避難体制等の整備	98
第1項	津波避難計画の策定・推進	98
第2項	津波危険に関する啓発	99
第3項	津波に対する警戒避難体制・手段の整備	100
第4項	津波災害警戒区域の指定等（実施主体：総務課、県）	102

第2章 風水害等災害予防計画

第1節	風水害時に強い人づくり	103
第1項	台風・大雨等の防災知識普及計画	103
第2項	防災訓練計画	105
第3項	自主防災組織育成計画	106
第4項	災害ボランティア計画	106
第2節	風水害等に強いまちづくり	107
第1項	風水害予防計画	107
第2項	土砂災害予防計画	108
第3項	高潮等対策計画	110
第4項	建築物等災害予防計画	110
第5項	火災予防計画	111
第6項	林野火災予防計画	112
第7項	危険物等災害予防計画	113
第8項	上・下水道施設災害予防計画	114
第9項	ガス、電力施設災害予防計画	114
第10項	災害通信施設整備計画	115
第11項	不発弾等災害予防計画	116
第12項	火薬類災害予防計画	117
第13項	文化財災害予防計画	117
第14項	農業災害予防計画	118
第15項	道路事故災害予防計画	118
第16項	海上災害予防計画	119
第3節	風水害等応急対策活動の準備	120
第1項	気象観測体制の整備計画	120
第2項	水防、消防及び救助施設等整備計画	120
第3項	避難誘導等計画	121

第4項	要配慮者の安全確保計画.....	122
第5項	食料等備蓄計画.....	123
第6項	交通確保・緊急輸送計画.....	123

第3部 災害応急対策計画

第1章 地震・津波災害応急対策計画

第1節	組織計画	125
第1項	組織計画.....	125
第2項	動員計画.....	135
第3項	関係機関との連携・協力.....	137
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画.....	138
第1項	緊急地震速報.....	138
第2項	地震情報等の種類及び発表基準.....	138
第3項	津波警報等の種類及び発表基準.....	141
第4項	津波警報等の伝達.....	146
第5項	近地地震・津波に対する自衛措置.....	147
第6項	警報等の受領及び記録.....	147

第2章 風水害等災害応急対策計画

第1節	組織計画	148
第1項	組織計画.....	148
第2項	動員計画.....	152
第3項	関係機関との連携・協力.....	154
第2節	気象警報等の伝達計画.....	155
第1項	警報等の種類及び発表基準.....	155
第2項	警報等の発表及び解除等の発表機関.....	161
第3項	気象警報等の伝達.....	161
第4項	異常気象発見時の措置.....	164
第5項	警報等の受領及び記録.....	164
第3節	台風災害対策計画.....	166
第1項	台風災害事前対策.....	166
第2項	暴風警報発表時等の組織計画.....	167

第3章 共通の災害応急対策計画

第1節	災害通信計画.....	172
第1項	通信の協力体制.....	172

第2項 各種通信施設の利用	172
第2節 災害状況等の収集・伝達計画	174
第1項 災害発見時の情報収集	174
第2項 災害報告の種類と連絡系統	175
第3項 災害報告	178
第4項 被災者の安否に関する情報の提供	180
第3節 災害広報計画	181
第1項 被害写真の収集	181
第2項 報道機関に対する情報等の発表	181
第3項 町民に対する広報	182
第4項 報道機関への要請	183
第5項 住民からの問い合わせに対する対応	183
第6項 要配慮者等に配慮した広報	183
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	184
第1項 災害派遣を要請する場合の基準	184
第2項 災害派遣要請等	185
第3項 災害派遣部隊の活動等	188
第5節 広域応援要請計画	191
第1項 応援協定に基づく応援要請	191
第2項 町の応援要請	191
第3項 県が実施する支援との連携	192
第4項 応援受入れ体制	193
第6節 避難計画	194
第1項 避難情報等の発令等	194
第2項 津波避難計画	198
第3項 風水害等避難計画	199
第4項 避難誘導の実施	201
第5項 避難所の開設及び運営管理	201
第6項 広域一時滞在	204
第7節 観光客等対策計画	206
第1項 避難情報の伝達及び避難誘導	206
第2項 避難収容	207
第3項 帰宅困難者対策	207
第8節 要配慮者対策計画	208
第1項 避難行動要支援者の避難支援	208
第2項 避難生活への支援	208
第3項 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	209
第4項 外国人への支援	209
第9節 水防計画	210

第1項	水防対策本部の設置.....	210
第2項	水防対策非常配備と出動.....	211
第3項	水防対策巡視.....	211
第4項	避難のための立退き.....	211
第10節	消防計画	212
第1項	消防体制・出動の確立.....	212
第2項	救助・救急活動.....	212
第3項	火災原因及び被害調査.....	213
第4項	相互応援要請.....	213
第5項	消防の応援要請.....	213
第11節	救出計画	214
第1項	被災者の救出.....	214
第2項	救出用資機材の調達.....	214
第3項	惨事ストレス対策.....	214
第12節	医療救護計画	215
第1項	医療救護及び助産の実施.....	215
第2項	医薬品、衛生材料等の調達.....	218
第3項	被災者の健康管理とこころのケア.....	219
第13節	交通輸送計画	220
第1項	交通規制.....	220
第2項	緊急輸送.....	224
第3項	応急対策.....	227
第14節	治安警備計画	228
第1項	警察への協力・出動要請等.....	228
第2項	警察による災害警備.....	229
第15節	災害救助法適用計画	230
第1項	災害救助法適用後の救助の実施.....	230
第2項	災害救助法の適用基準.....	230
第3項	災害救助法の適用手続.....	231
第16節	給水計画	232
第1項	飲料水の供給.....	232
第2項	水道施設の応急復旧.....	233
第17節	食料供給計画	234
第1項	食料の調達.....	234
第2項	食料の供給活動.....	234
第18節	生活必需品供給計画	236
第1項	生活必需品物資等の調達.....	236
第2項	生活必需品物資等の給与及び貸与.....	236
第3項	生活必需品物資等の集積及び輸送.....	237

第4項	救援物資の受入れ	237
第19節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	238
第1項	感染症対策	238
第2項	保健衛生	239
第3項	し尿の処理	240
第4項	食品衛生監視活動	240
第5項	犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	241
第6項	ペットへの対応	241
第20節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	242
第1項	行方不明者の捜索	242
第2項	行方不明者の発見後の収容及び処置	242
第3項	遺体の安置及び処理	243
第4項	遺体の埋葬	244
第5項	行方不明者の捜索等の費用及び期間等	244
第21節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	246
第1項	障害物の除去	246
第2項	災害廃棄物の処理	247
第3項	ごみの収集・処理	247
第22節	住宅応急対策計画	248
第1項	応急仮設住宅の設置等	248
第2項	住宅の応急修理	249
第3項	公営・民間住宅の確保	249
第4項	住宅の被災調査	250
第5項	被災者台帳の作成	251
第23節	二次災害の防止計画	252
第1項	被災建築物の応急危険度判定	252
第2項	被災宅地の危険度判定	253
第3項	降雨等による水害・土砂災害の防止	253
第4項	高潮、波浪等の対策	253
第24節	教育対策計画	254
第1項	応急教育対策	254
第2項	学校給食対策	255
第3項	社会教育施設等の対策	256
第4項	被災児童・生徒の保健管理	256
第5項	文化財の保護（実施主体：生涯学習文化班）	256
第25節	労務供給計画	257
第1項	職員の派遣・斡旋（相互応援協力計画）	257
第2項	一般労働者の供給	257
第3項	従事命令、協力命令	258

第 26 節	民間団体の活用計画.....	261
第 1 項	民間団体への協力要請.....	261
第 27 節	ボランティア受入れ計画.....	262
第 1 項	ボランティアの募集.....	262
第 2 項	ボランティア受入れ体制の整備.....	262
第 3 項	ボランティアへの協力要請と活動内容.....	262
第 4 項	ボランティアの活動支援.....	263
第 28 節	公共土木施設応急対策計画.....	265
第 1 項	公共土木施設応急対策計画.....	265
第 2 項	土砂災害応急対策計画.....	266
第 29 節	危険物等災害応急対策計画.....	268
第 1 項	石油類に関する応急対策.....	268
第 2 項	高圧ガス類に関する応急対策.....	269
第 30 節	海上災害応急対策計画.....	270
第 1 項	災害対策連絡調整本部との連携.....	270
第 2 項	海上災害防止対策.....	271
第 3 項	海上災害時の対応.....	272
第 4 項	流出油汚染事故等対策.....	272
第 5 項	災害復旧・復興対策.....	272
第 6 項	海上保安本部による災害応急対策.....	273
第 31 節	航空機事故災害応急対策計画.....	277
第 1 項	事故発生 of 通報.....	277
第 2 項	県への応援要請.....	277
第 32 節	ライフライン等施設応急対策計画.....	278
第 1 項	電力施設災害応急対策計画.....	278
第 2 項	ガス施設災害応急対策計画（液化石油ガス施設）.....	278
第 3 項	上水道施設災害応急対策計画.....	279
第 4 項	下水道施設災害応急対策計画.....	280
第 5 項	電気通信施設応急対策計画.....	281
第 33 節	農林水産物応急対策計画.....	282
第 1 項	災害事前・事後対策.....	282
第 2 項	農産物応急対策.....	282
第 3 項	家畜応急対策.....	283
第 4 項	水産物応急対策.....	283
第 34 節	道路事故災害応急対策計画.....	284
第 1 項	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	284
第 2 項	救助・応急、医療及び消火活動.....	284
第 3 項	道路、橋梁等の応急措置.....	284
第 35 節	林野火災対策計画.....	285

第1項	異常気象時の警戒	285
第2項	林野火災の発生（発見時）、拡大時の通報連絡	285
第3項	林野火災の消火活動	286

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧計画	289
第1項	災害復旧事業計画の作成	289
第2項	施設災害復旧事業の実施	290
第2節	被災者生活への支援計画	291
第1項	住民サポートセンターの開設	291
第2項	罹災証明書の発行	292
第3項	住宅復旧計画	293
第4項	生業資金の貸付	294
第5項	被災世帯に対する住宅融資	295
第6項	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	295
第7項	災害義援物資・義援金の募集及び配分	296
第8項	租税の徴収猶予及び減免等	297
第9項	職業の斡旋	297
第10項	被災者生活再建支援法の適用計画	298
第11項	地震保険や共済制度の活用	299
第3節	農漁業及び中小企業等への支援計画	300
第1項	農業関係	300
第2項	水産関係	300
第3項	中小企業関係	300
第4節	復興の基本方針	301
第1項	復興計画の作成	301
第2項	がれき処理	301
第3項	防災まちづくり	301
第4項	特定大規模災害時の復興方針等	302

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節	計画の目的	303
-----	-------------	-----

第1項	推進計画策定の背景	303
第2項	推進計画の目的	304
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	304
第3節	南海トラフ地震に関する情報	304
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	305
第1項	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	305
第2項	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	306
第3項	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	306

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節	資機材、人員等の配備手配	308
第2節	物資の備蓄・調達	308
第3節	自衛隊の災害派遣	308
第4節	帰宅困難者への対応	308

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節	津波からの防護	309
第2節	津波に関する情報の伝達等	309
第3節	避難指示等の発令基準	309
第4節	避難対策等	309
第1項	地域住民等の避難誘導	309
第2項	避難場所及び避難所の運営・安全確保	310
第5節	関係機関がとるべき活動	310
第6節	迅速な救助・救急活動	310

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節	建築物、構造物等の耐震化	311
第2節	避難場所の整備	311
第3節	避難経路の整備	311

第5章 防災訓練計画

第1節	総合防災訓練	312
第2節	個別目標別の防災訓練	312
第3節	防災訓練の評価等	312

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節	町職員に対する教育	313
第2節	地域住民等に対する教育・啓発	313
第3節	学校等における防災教育	314
第4節	防災上重要な施設管理者に対する教育	314
第5節	相談窓口の設置	314
第6節	観光客等に対する広報等	314